

不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	健康局保健所感染症対策課 (6 6 4 7 - 0 6 5 3)
処分担当名	同上
処分の名称	結核指定医療機関の指定の取消し
概要	結核指定医療機関は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による結核患者の公費負担医療を担当する医療機関である。結核指定医療機関には、病院、診療所、薬局等があり、結核患者の公費負担医療を担当するためには、届出が必要であるが、結核医療を担当するうえで適切でないときは、その指定を取り消すことがある。
根拠法令等 及び条項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第 3 8 条
処分基準	<p>処分基準 結核患者の医療担当を拒否したとき、市長の行う医療に関する指導に従わなかったとき</p> <p>処分対象 結核指定医療機関</p> <p>具体的処分 結核指定医療機関の指定取消し</p>
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000344773.html
備考	